登録番号 6（48）　　令和７年（2025年）３月７日発行

季刊 家内労働

令和7年 春号 No.202

渡していますか？もらっていますか？ 家内労働手帳

家内労働手帳とは？

品物の納期、工賃の金額、支払いの方法などの委託条件を文面にして確認しておくためのものです。

どうして家内労働手帳が必要なのか？

工賃などの仕事の条件は口約束だけでは安心できません。後々誤解などからトラブルの原因になり得ます。そのため、仕事の内容を家内労働手帳に記入し、明確にしておくことが必要です。

家内労働手帳は誰が渡すのか？

家内労働法は、委託者の皆さんが仕事を委託する際に、家内労働者に仕事の条件を記載した家内労働手帳を交付するよう義務付けています。

家内労働手帳の様式は決まっているの？

物品の数、工賃の単価、支払い方法などの必要な事項が記載されていれば、伝票などで構いません。

家内労働相談コーナーでは、家内労働手帳を無料で配布しています。

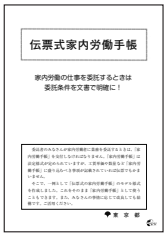

家内労働手帳がどのようなものなのか、意外に知られていません。お互いの信頼関係のために、委託者の方は家内労働手帳を必ず渡し、家内労働者の方は受け取るようにしましょう。

家内労働の「委託状況届」は４月30日（水）までに

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している委託者の方は、毎年４月１日現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。４月30日（水）までに提出してください。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係（03-3512-1614）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

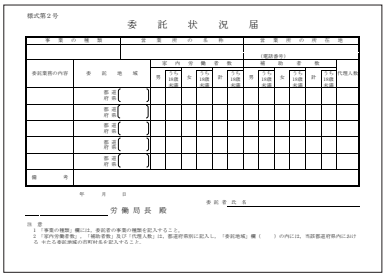

東京労働局HP　https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_110744/conttop_00002.html

目次　INDEX

◆ 渡していますか？もらっていますか？家内労働手帳／家内労働委託状況届は4月30日までに …… 1
◆ 快適な作業環境を手に入れませんか？～改善例をご紹介します～ …… 2・3
◆ 労災保険特別加入制度のお知らせ …… 4・5
◆ 家内労働相談コーナーのご案内 …… 6

編集・発行：東京都産業労働局雇用就業部労働環境課　東京都新宿区西新宿２－８－１　電話 03（5320）4654（ダイヤルイン）

快適な作業環境を手にいれませんか？

～改善例をご紹介します～

都の助成金を利用した作業環境改善例をご紹介します。
「労働衛生環境改善助成金」を利用して、作業場の環境を改善しませんか?

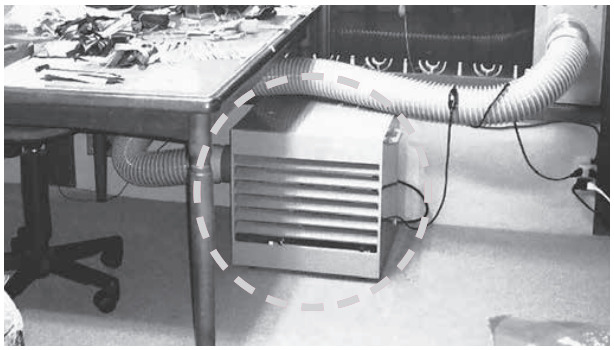

改善例１　局所排気装置

局所排気装置単体を設置しています。のり付け作業を行うときは、この装置の前で座って行います。
購入価格　：71,000 円
助成対象額：53,250 円
（75% を都が助成）

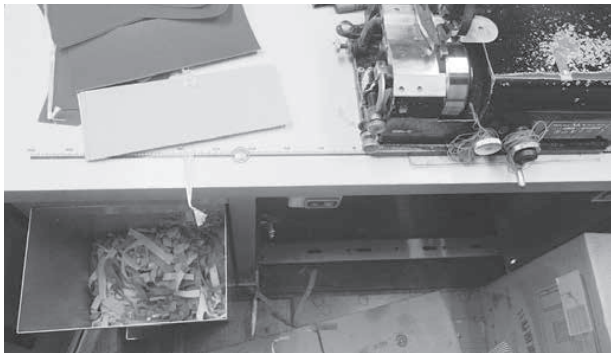

改善例２　集じん機

革すき機の下に集じん機を設置しました。以前は室内に飛散していたすきくずが容器の中に吸い込まれ、室内の空気がきれいになりました。
購入価格　：361,800 円
助成対象額：260,000 円
※この事例では上限額の 260,000 円を助成しました

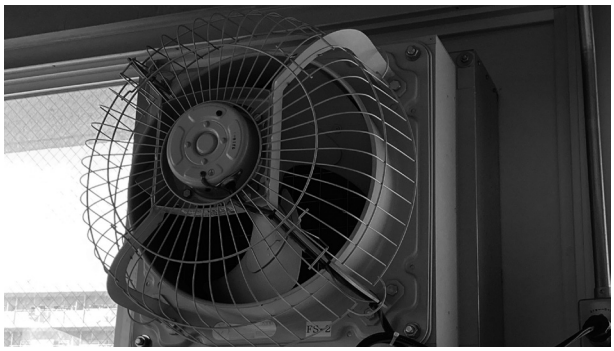

改善例３　全体換気装置（換気扇）

換気扇の設置により、作業場の空気流動が促され、溶剤の空気中への滞留が少なくなり、臭気も大幅に軽減されました。
購入価格　：33,000 円
助成対象額：24,750 円
（75% を都が助成）

改善例４　その他の安全衛生設備（エアコン）

エアコンの設置により作業場の空気環境・温熱条件が改善され、熱中症等の健康リスクが低い、快適な作業環境が整いました。
購入価格　：120,400 円
助成対象額：60,200 円
（50% を都が助成）

◆お手持ちの設備を修理する際も、是非ご相談ください◆

老朽化や故障によって効果が弱まった装置について、部品を交換することでその装置の効果を高めることができる場合、部品交換費用の一部が助成対象となることがあります（助成率 50%）。

助成についての詳細は、次のページで紹介しています。➡

作業環境改善費用の一部助成

設置までの手続きは相談員が全力でサポート！まずはご相談ください！

助成対象設備	助成率	1台 あたり 助成限度額
局所排気装置（集じん機を含む）	75%	260,000円
全体換気装置（換気扇）	75%	40,000円
空気清浄装置（作業所用）	50%	105,000円
型抜き機等の安全装置	75%	158,000円
その他の安全衛生設備	50%	158,000円

助成対象者	
１～５すべてにあてはまる専業的家内労働者	
1	都内に引き続き１年以上居住していること
2	有機溶剤作業等に従事し今後も継続する見込みがあること
3	現在の作業環境で健康を害するおそれがあること
4	自己負担部分の出資が可能であること
5	前年事業所得が620万円以下であること（給与所得として申告している場合は、総収入が811万円以下であること）

※助成の対象となるのは、新規に設置する装置の値段と工事費の合計額です。（部品も附帯設備として助成対象となることがありますので、まずはご相談ください。）
※複数の設備を取り付ける場合は、それぞれの設備が助成対象になります。

▼ 設置までの主な流れ ▼

1 家内労働相談員による事前調査

まずは家内労働相談コーナーへお気軽にご相談ください。
確認のため、相談員が作業場へ伺います。
台東区浅草５-70-11川口ビル2階
☎03（3871）4555

2 助成金の申請

相談員が作業場へ訪問し設置の必要性を確認できましたら、助成金の申請に必要な書類にご記入いただき、その後の手続きについてご説明します。書類の書き方についてはその都度、わかりやすくご説明します。

3 交付決定

②で記入していただいた申請書類を確認し、助成金の交付が決まりましたら決定通知をお送りいたします。

4 助成金の振込（指定の口座へ）

②の書類に記入していただいたご指定の振込口座へ助成金を振り込みます。振込前にお電話にて入金日をお知らせします。

5 購入・設置（業者）

③の決定通知が届きましたら、装置の購入、設置をしてください。業者へ代金を支払う際に、必ず領収書を受け取ってください。

6 実績報告書の提出、設置確認

⑤の装置の購入、設置が済みましたら、相談員までご連絡をお願いします。再度、設置の確認と書類の作成のため、相談員が訪問します。

「そもそもこの機械や設備は対象になるの？」「どういう装置をつけたらいいかわからない」等の疑問には相談員が丁寧に対応いたします。お気軽に家内労働相談コーナーにご相談ください。

問合せ先　家内労働相談コーナー　☎03－3871－4555

労災保険特別加入制度のお知らせ

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、傷害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、一定の要件を満たす家内労働者の方も、「特別加入」という形で任意加入ができます。

労災保険に特別加入すると、仕事が原因で負傷したり、病気にかかってしまったときに、無料で治療や薬剤の支給を受けられ、また、その療養のために休業した場合に一定の給付を受けることができます。

1. 労災保険特別加入とは

仕事が原因でおきた「けが」や「病気」について

▶労災病院や労災保険指定医療機関等にかかったときは、無料で診療が受けられます。

▶その他の医療機関にかかったときは、療養に要した費用が支給されます。

▶「けが」や「病気」の療養のため、働くことができないときは、休業４日目から休業補償給付を受けられます。

このほか、障害が残ったときは障害補償給付が、不幸にして亡くなられたときは遺族補償給付が支給されます。

2. 特別加入者の範囲

次ページ【表 1】の対象作業に従事している家内労働者及びその補助者の方々です。

3. 特別加入の手続き

すでにある「家内労働者の特別加入団体」に加入するか、または、新たに特別加入団体を作って東京労働局長の承認を得ることが必要です。保険料については自身で負担する必要があり、加入した団体を経由して納付します。

4. 保険料

特別加入者の給付基礎日額が基礎となり、次の計算式によって求められます。

【年間保険料】＝　給付基礎日額（注１）　×　365日　×　保険料率（注２）

特別加入者の保険料率及び年間保険料は【表 1】、【表 2】（次ページ）のとおりです。

保険期間は１年（４月１日から翌年の３月31日まで）ですが、年度途中でも加入できます。

なお、作業内容、加入前の作業従事期間により加入時健康診断が必要となる場合があります。

（注 1）　給付基礎日額は、労災保険の給付額算定の基礎となるもので、申請に基づいて東京労働局長が決定します。なお、給付基礎日額は、2,000円から25,000円の範囲で19段階あります。

（注 2）　保険料率は家内労働者の作業内容によって異なります。

5. お問い合わせ先

東京労働局（☎03-3512-1614）またはお近くの労働基準監督署へご相談ください。

【表１】保険料率表　（令和6年4月1日改定）

対象作業	保険料率
①プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業	1,000分の14
②金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業 ・溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業	1,000分の14
③有機溶剤や有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・履物、鞄、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る） ・木製または合成樹脂製の漆器	1,000分の 5
④陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・粉じん作業 ・鉛化合物を含有する釉薬を使って行う施釉の作業 ・鉛化合物を含有する絵具を使って行う絵付けの作業 ・施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業	1,000分の17
⑤動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業	1,000分の 3
⑥木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・仏壇 ・木製または竹製の食器	1,000分の18

【表２】年間保険料　（単位：円）

給付基礎日額	保険料算定基礎額	年間保険料				
		表１の①②(0.014)	表１の③(0.005)	表１の④(0.017)	表１の⑤(0.003)	表１の⑥(0.018)
25,000	9,125,000	127,750	45,625	155,125	27,375	164,250
24,000	8,760,000	122,640	43,800	148,920	26,280	157,680
22,000	8,030,000	112,420	40,150	136,510	24,090	144,540
20,000	7,300,000	102,200	36,500	124,100	21,900	131,400
18,000	6,570,000	91,980	32,850	111,690	19,710	118,260
16,000	5,840,000	81,760	29,200	99,280	17,520	105,120
14,000	5,110,000	71,540	25,550	86,870	15,330	91,980
12,000	4,380,000	61,320	21,900	74,460	13,140	78,840
10,000	3,650,000	51,100	18,250	62,050	10,950	65,700
9,000	3,285,000	45,990	16,425	55,845	9,855	59,130
8,000	2,920,000	40,880	14,600	49,640	8,760	52,560
7,000	2,555,000	35,770	12,775	43,435	7,665	45,990
6,000	2,190,000	30,660	10,950	37,230	6,570	39,420
5,000	1,825,000	25,550	9,125	31,025	5,475	32,850
4,000	1,460,000	20,440	7,300	24,820	4,380	26,280
3,500	1,277,500	17,885	6,388	21,709	3,831	22,986
3,000	1,095,000	15,330	5,475	18,615	3,285	19,710
2,500	912,500	12,775	4,563	15,504	2,736	16,416
2,000	730,000	10,220	3,650	12,410	2,190	13,140

※表の数字は一人分の金額です。
※特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。
※保険料は、確定申告時に社会保険料控除の対象となります。

東京都では、家内労働者とその補助者の方向けに、労災保険特別加入制度の説明動画を WEB 上に公開しています。

動画はこちらから
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shigoto/kanai/index2.html

■委託者の方々へ…製靴関係の仕事の情報をお寄せください

東京都では、履物関係の家内労働者に対して、仕事の情報（職人募集情報）を提供しております。
裁断・製甲・底付・仕上げなどの職人をお探しの場合は、相談コーナーへFAX（03-3871-4550）でお申し込みください。情報は1か月掲示いたします。
申込用紙は相談コーナーにございますので、お問い合わせください。
TOKYO はたらくネットからもダウンロードできます。

《職人募集の掲示依頼書》
FAX 03－3871－4550

家内労働相談コーナーのご案内

相談日時	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） ９時～17時
所在地	〒111-0032 東京都台東区浅草５-70-11（川口ビル２階）
電話	03-3871-4555
FAX	03-3871-4550
交通案内	【鉄　道】 「東京メトロ銀座線」「都営浅草線」 「東武伊勢崎線」浅草駅下車　徒歩15分 【都バス】「東武浅草駅前」より 東42「南千住駅西口」又は「南千住車庫前」行き 「今戸」下車　徒歩２分 草64「池袋駅東口」行き 「東浅草一丁目」下車　徒歩１分

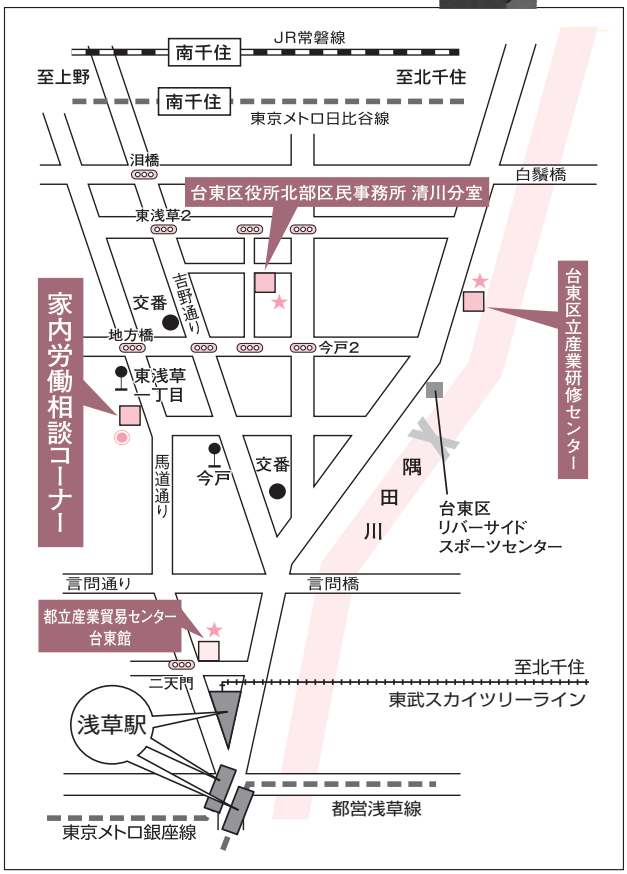

専業的家内労働者（製靴関係）の方々へ
仕事情報を提供しています

提供期間	１情報・原則１か月
提供内容	職種・作業形態・委託者名（所在地・電話）
提供方法	電話・FAX・インターネット・メール・閲覧にて
電話	03-3871-4555（家内労働相談コーナー）
メール	メールで最新情報をお届けします。 ※ご利用にはメールアドレスの登録が必要です。ご希望の方は家内労働相談コーナーへご連絡ください。
インターネット	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/ 東京都のホームページ（TOKYOはたらくネット） ＊画面の下方の「履物家内労働者の仕事情報」をクリックしてください。

閲覧　閲覧できる日、時間はそれぞれの施設の窓口開設時間に準じます。

- ◉**家内労働相談コーナー**（台東区浅草５-70-11　川口ビル２階）
- ★**台東区役所北部区民事務所　清川分室**（台東区清川１-23-８　１階）
- ★**都立産業貿易センター　台東館**（台東区花川戸２-６-５　１階）
- ★**台東区立産業研修センター**（台東区橋場１-36-２　１階）
- **台東区文化産業観光部産業振興課**（台東区東上野４-５-６　９階）
- **しごと発見プラザかつしか**（葛飾区青戸７-２-１ テクノプラザかつしか１階）
- **JOBコーナー町屋**（荒川区荒川７-50-９　センターまちや３階）
- **すみだ就職相談室**（墨田区吾妻橋１-23-20 墨田区役所１階）
- **足立区産業経済部企業経営支援課**（足立区中央本町１-17-１　足立区役所南館４階）

TOKYOはたらくネット
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/

UD FONT
リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK